

# 平成 29 年第 1 回紀の川市議会定例会 第 3 日

平成 29 年 3 月 2 日（木曜日） 開 議 午前 9 時 28 分  
散 会 午前 11 時 34 分

## ◎議事日程（第 3 号）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間中学校前架道橋新設工事）

議案第 2 号 紀の川市空家等対策協議会条例制定について

議案第 3 号 紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について

議案第 4 号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第 9 号 紀の川市消防団条例の一部改正について

議案第 10 号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 11 号 紀の川市共同栽培施設条例の一部改正について

議案第 12 号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について

議案第 13 号 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正について

議案第 14 号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について

議案第 15 号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の廃止について

議案第 16 号 平成 28 年度紀の川市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 17 号 平成 28 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正

予算（第2号）について

- 議案第18号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第20号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第23号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第25号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第28号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第29号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第31号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第32号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第33号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第35号 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第36号 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第37号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第38号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

て

- 議案第39号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について  
議案第40号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計予算について  
議案第41号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について  
議案第42号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計予算について  
議案第43号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について  
議案第44号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計予算について  
議案第45号 平成29年度紀の川市水道事業会計予算について  
議案第46号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算について  
議案第47号 紀の川市道路線の認定について  
議案第48号 紀の川市道路線の認定について  
議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託について

日程第3 平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会の設置について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 坂本康隆
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 堂脇光弘	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司

建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

---

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

---

（開議 午前 9時27分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回紀の川市議会定例会、3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

## 日程第1 一般質問

---

○議長（竹村広明君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、本日、議場内での手話通訳を予定しております。質問及び答弁については、明確に発言されるようお願い申し上げます。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、17番 室谷伊則君の一般質問を許可いたします。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回は、紀の川市公共施設の現状と今後の取り組みについて、一つ目の質問をさせていただきます。

紀の川市内には、公共施設はたくさんありますが、今回は特に休校校舎、休校校舎隣接施設及び公民、児童館についてお伺いいたします。

まず、初めに、休校校舎と校舎隣接施設の利活用及び維持管理についてお聞きいたします。現在、4校が休校になっているが、なぜ廃校にしないのか。また、廃校後の計画はどのように考えているのか、お聞きいたします。

現在、休校中の4校は、細野小学校、桃山小学校、田中小学校高野分校、桃山中学校の4校がありますが、細野小学校校舎棟は築35年、休校より26年、桃山小学校校舎棟築35年、休校より8年、田中小学校高野分校校舎棟築32年、休校日より8年、桃山中学校校舎棟築44年、休校日より11年と、かなりの年数が経過しております。また、休校年数についても、長い休校期間となっています。中でも、長い休校年数は26年と、かなり長い年数が過ぎていますが、この間、休校校舎の利活用などの検討はされてきたのか。また、検討されたのであれば、どのような検討をされたのか、答弁を願います。

次に、休校舎の利活用についてであります。現在、文部科学省が推進している、未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクトへの参加についてお伺いいたします。

未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクトとは、地方公共団体の希望に基づき、活用用途を募集廃校施設等一覧として集約し、公表し、より多くの民間企業、学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などに情報提供することで、廃校施設等の情報と活用

にニーズのマッチングを支援するプロジェクトのことをいいます。こうした国が推進している事業に積極的に参加し、休校舎の利活用を検討していく意思はあるのか。また、このようなプロジェクトを教育部として知っていたのかをお答えください。

次に、2点目として、公民館、児童館の利用状況と今後の方向性についてお伺いいたします。

現在、市が直接管理している児童館、西井阪児童館、粉河児童館、竜門児童館、名手児童館の4館、公民館は、地区公民館5館、粉河地区分館5館、那賀地区分館5館、分館4館、ホール2館を維持管理されています。平成28年度実績において、最も利用が多い児童館、粉河児童館におきましては、年間約4,625名、地区公民館、貴志川生涯学習センター、年間約2万3,700名、分館では中貴志コミュニティセンターで1万6,726名と、多くの市民の方が利用されています。

しかしながら、築年数もかなり経過し、安全面、また現在の利用にそぐわない状況の中、安全性の確保、利便性の向上等、現状を踏まえた上で改修、統廃合も視野に入れ、安全性・利便性の向上を図っていく考えはあるのか、お答えを願います。

一例を挙げますと、現在、上名手分館においては、平成26年8月10日の台風11号により、東側斜面の一部が崩落している状況にあります。このように、現状において市民が安心して使用できる環境にあるとは言いがたい施設も現在あります。また、耐震化ができていない建物については、今後、紀の川市公共施設マネジメント計画との整合性の中で、教育部、保健福祉部としてどのような対応・対策を講じていくのか、お考えをお聞かせください。

3点目として、公共施設マネジメント計画における休校校舎と休校校舎隣接施設及び公民館、児童館の今後の方向性について、企画部より答弁を願います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 室谷議員の御質問に対し、教育委員会の所管する部分について答弁をさせていただきます。

議員仰せのとおり、紀の川市では、現在4校が休校となっており、休校に至った主たる原因は、児童・生徒の減少により、教育活動が困難になったためでございます。

廃校ではなく休校にしている大きな理由といたしましては、その時点で通学対象児童・生徒があり、一旦廃校にしてしまった場合、もう一度学校に復活する道が閉ざされたてしまうといったことなどを考慮した結果であります。

建校から今日まで、企業や団体から数件の問い合わせがあり、現地視察等の対応も行いましたが、中心地からの距離が遠いことや施設改修に多額の費用が必要といった理由で、転用には至りませんでした。

一部の休校校舎などでは、新耐震基準で建築されており、現在も施設の貸し出しや避難

場所として利用いたしておりますが、大部分は耐震性もなく、貸し出し等も行っていないのが現状であります。

したがって、教育委員会といたしましては、現在、休校となっている学校につきましては、今後の地域の児童・生徒の状況や地域住民、関係機関等の意見を聞くなどして、総合的に判断しながら方向性を見出していきたいと考えております。

なお、現在、1校について公共施設マネジメント検討委員会に校舎や跡地等の利用等について検討いただくよう付議をしているところであり、利用がない判断した場合は、地元と協議した上で廃校にした後、解体をさせていただくこととなります。

また、議員御提案の文部科学省が推進している「みんなの廃校」プロジェクトへの参加につきましては、現在、橋本市の学校が参加していると聞いております。

紀の川市におきましては、現時点での参加の考えはありませんが、先進地の実績や活用等の状況を調査し、利用が可能であれば検討したいと思っております。

次に、紀の川市における五つの地区公民館及び四つのコミュニティセンターは、比較的建築年度も新しく、規模も大きい施設であり、多数の方が利用されております。

一方で、地区公民館の分館につきましては、規模も小さく建築年度も古いいため老朽化が進んでおり、地区公民館等と比較すると利用者は少ない状況であります。

このような状況の中で、教育委員会では、地区公民館は旧町単位で5カ所、公民館分館及びコミュニティセンターについては、原則小学校区に1カ所の基本方針に基づき、公民館運営審議会において、地区のコミュニティの核となる公民館のあり方を審議いただき、提言をいただく予定となっております。

いただきました提言をもとに、公民館の機能、施設の老朽化等を勘案し、公民館の統廃合や安全な公民館施設の確保など将来における具体的な管理・運営方法等について計画を策定する予定ですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、紀の川市公共施設の現状と今後の取り組みの御質問のうち、児童館の状況と今後の方向性について答弁いたします。

現在、児童館の利用状況については、議員が申されたとおり、打田地区の西井阪児童館、粉河地区の粉河児童館と竜門児童館、那賀地区の名手児童館の4カ所について、保健福祉部子育て支援課で管理・運営をしているところです。

また、この4カ所の児童館については、児童館として、あるいは公民館として、さらに地域の集会などの目的に利用されており、一定の利用があるという状況です。

この現状の利用状況や紀の川市の公共施設マネジメント計画などを踏まえた今後の児童館の方向性についてですが、現状の児童館は、小型児童館に分類されており、比較的範囲の狭い地域での児童の健全育成や子ども会等地域組織活動の育成助長を図る施設となっております。このため、統廃合ということについては、少し難しいものがあると思っております。

また、近年の核家族化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、子どもや子育てに対する市民の需要が大きく変化しており、児童館、子ども会、子育てサークルなどの活動から放課後児童クラブや子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの設置などの方向に市民の需要が大きく変わってきております。

そういうことで、児童館も設置当初から比べると随分状況も変わってきており、子どもの児童館の利用が少なくなっております。しかし、少なくなったとはいえ、児童館としての利用や公民館活動としての地域での利用もある中、今後の利用者の動向などを見ながら教育部とも連携をとり、その必要性の検討を行い、老朽化している施設の耐震化を含め、現在、管理いたしております4館の今後のあり方について考えてまいりたいと思います。

また、公共施設マネジメント計画を踏まえたところの児童館の方向性については、原則、新規の施設整備は行わず、必要な維持は行いつつも、例えば、最寄の支所やその他の公共施設への複合化など公共施設のマネジメントの推進体制の中で今後の方向性を考えてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 室谷議員御質問の紀の川市公共施設の現状と今後の取り組みについて、紀の川市公共施設マネジメント計画を推進する観点からお答えいたします。

紀の川市公共施設マネジメント計画では、各施設を「建物性能」と「施設機能」の2面から、個々の施設を客観的かつ相対的に分析・評価を実施し、総合評価を行い、4つの区分に分類しております。

区分1は、「当面は建物を維持し、施設機能も継続する施設」、区分2は、「建物は維持し、運営形態の見直しや一部機能の転換等により施設機能の向上を図る施設」、区分3は、「現状の施設機能を継続するため、建てかえや改修、他施設への移転等により建物性能の向上を図る施設」、区分4は、「建物性能と施設機能の両面から、今後のあり方を重点的に見直す必要がある施設」としております。

休校舎等や公民館・児童館についても総合評価を実施しており、評価結果として、区分1から区分4まで、全ての区分に分類されている状況でございます。

公共施設マネジメント計画を推進するために、今後は優先的に、区分4に分類されている施設を所管している部署において、施設の利活用や取り壊しなど方向性を検討してまいります。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） ただいま各部長から御答弁をいただきましたけども、再度休校校舎について、企画部長にお伺いをしたいと思います。

公共マネジメント計画の評価は、先ほど企画部長からの答弁の中にもありましたが、四

つの区分に分類されています。その中でも、評価ランク50点満点中、A・B・C・Dに、また、これ評価され、Aは37.5点、Bは25点、Cは12.5点、Dは12.5点以下と、4段階に評価点をつけられております。

現在、休校になっている中で、区分4に分析・評価されている校舎は、川原小学校、区分4のC、細野小学校、桃山小学校においては区分4のDに分類・評価されております。特に、区分4のDは、50点満点中12.5点以下に評価されている細野小学校、桃山小学校は、早急に施設の方向性を決定しなくてはならない施設だと私は考えます。

ただいま公共施設マネジメント計画においては、何十年というスパンでの計画と聞いておりますが、早急に対応・対策を講じなければならない施設もこの紀の川市内にはたくさんございます。そういったもう少し明確な実施年度を早急に決めていただき、実施の方向向いて進めていただきたいということでございます。

この公共施設マネジメント計画におきましては、昨年3月に基礎の調査を行い、いよいよ平成29年度からそういった綿密な計画を立てられると思われませんが、こういった区分4に分類されているような施設においては、早急対応というものを前倒しして考えていただきたいと思うところであります。

例えば、桃山小学校にあっては、近くに桃源郷運動公園陸上競技場などがあり、こうした運動公園は、内外の方の利用が多いとも聞いております。このような施設を最も利用していただくために、宿泊施設等への利用転用、また他の休校校舎においても、田辺市上秋津にあります秋津野ガルテンのようなバンキング、農家レストランや宿泊施設、お菓子体験工房などを都市と農村の交流を目指した施設への利用などを考えられてはいかがでしょうか。

また、廃校＝解体だけではなく、再び地域が活性化できる施設への利用地域の皆さんともう一度考えてはどうかと思っておりますが、執行部の答弁を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 室谷議員の再質問にお答えいたします。

区分4に分類されている休校舎等につきましては、今後のあり方を重点的に見直す必要がある施設でありますので、施設を所管する部署の方向性を受けて、紀の川市公共施設マネジメント検討委員会において、議員御提案の活用例も参考に協議を重ね、地元の皆さんの意見も聞かせていただき、紀の川市としての利活用の方向性を協議してまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔室谷議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、携帯電話（微弱電波・不感）エリアの解消と対応策についての質問をどうぞ。

○17番（室谷伊則君）（質問席） それでは次に、携帯電話（微弱電波・不感）エリア

の解消と対策について質問をいたします。

現在、紀の川市内における携帯電話（微弱電波及び不感）エリアの把握はできているのか。

2点目として、今後、微弱電波及び不感エリアの解消に向けた対策を講じていく考えはあるのか。

3点目に、民間電話会社との連携は現在どのようになっているのか。

4点目として、携帯電話が繋がらない地域への災害時における連絡手段はどのようになっているのか。

5点目として、災害時家族安否の確認手段としての携帯電話の必要性について、どのように考えているのか。

以上、5点について、各部局より答弁をお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 室谷議員御質問の携帯電話の不感エリア及び微弱電波エリアの把握と、解消に向けてのこれまでの対策についてお答えいたします。

まず、携帯電話の不感エリアにつきましては、紀の川市内の状況を把握するため、平成18年度に調査を行っております。

この調査結果をもとに、民間事業者に基地局設置を要望し、不感エリアの解消に努めてまいりました。さらに、平成19年度において、地域情報通信基盤整備事業により光ファイバー網を整備し、民間事業者の参入を促し、基地局設置につなげております。

また、事業の採算性等の理由で民間事業者が進出困難であった地域においては、平成22年度に携帯電話鉄塔を整備し、NTTドコモに基地局として使用いただいております。これらの対策により、集落における不感エリアは解消されたと考えております。

次に、微弱電波エリアにつきましては、地元からの要望に基づき、その都度、民間事業者に調査を依頼することで対策を図っているところでございます。

今後も、引き続き、民間事業者と連携を密にし、微弱電波エリアの把握に努め、微弱電波エリアの解消の対策を図ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 室谷議員の携帯電話の微弱電波、不感エリアの解消と対応策につきまして、危機管理部所管の御質問にお答えさせていただきます。

まず、災害発生時に携帯電話の繋がらない地域への連絡手段として、危機管理部といたしましては、携帯電話の微弱地域も含み、孤立するおそれがあると思われる地域の区長様に、衛星携帯電話を配布させていただき、緊急時には連絡がとれるような体制となつてございます。また、各支所や出張所にも同様に衛星携帯電話を設置しおりました、定期的に区長様をはじめ、支所等の職員と通信訓練を行っております。

それから、各支所と災害時に孤立するおそれがある予想される地区、また、その地域付

近に設置されている防災行政無線の支柱等には、アンサーバック機能として、市役所本庁と直接連絡がとれる相互通信機能がついた屋外子局を設置しておりまして、緊急時にはその機能を利用して連絡ができるようになってございます。

次に、「災害時家族安否の確認手段としての携帯電話の必要性についてどのように考えているか」という御質問につきましては、近年、携帯電話やスマートフォンの利用率が大幅に増加していることから、各種の情報収集能力が飛躍的に向上していると思われま

す。このことから、災害発生時の情報提供手段の一つとして、携帯電話を活用することで、ほぼ全ての市民の方に情報が伝わると考えられ、家族の安否確認や情報収集の手段としても非常に有効であると考えてございます。

危機管理部といたしましては、市民の皆様方が平等に情報提供が受けられるような体制づくりとして、現在、防災行政無線の難聴地域の解消に向けてデジタル化事業を進めるとともに、緊急情報等を皆様方の携帯電話等へメール配信するサービスをより多くの市民の方々に御利用いただくために、周知徹底と推進に努めております。

また、携帯電話の微弱電波及び不感地域の解消に向けては、関係部署等や各携帯電話会社と協議を行いまして対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

〔室谷議員「はい」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、室谷伊則君の一般質問を終わります。

---

○議長（竹村広明君） 次に、7番 石脇順治君の一般質問を許可いたします。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をいたします。

今回の私の質問は、（仮称）手話言語条例に対する紀の川市の考え方と聴覚障害者との共生社会の取り組みについてでございます。

手話につきましては、障害者の権利に関する条例や障害者基本法の中では、「手話は言語である」との意味の言葉が盛り込まれてございます。そうした状況において、聴覚障害者の方々はじめ、その御家族、支援者や関係団体の方々は、聴覚障害のない人と対等に共生できる社会に向けて活動されてございます。

当紀の川市議会におきましても、聴覚障害者協会からの請願により、また先輩議員の紹介もございまして、平成26年第3回定例会において、「手話言語法」、仮称でござい

ますが、制定を求める意見書を全会一致で採択し、内閣総理大臣はじめ国の関係部署に提出したのも記憶に新しいところでございます。

全国的な意見書の状況はといいますと、47都道府県、1,741市区町村議会の全てが国に提出したと聞いてございます。議会としては、そういう展開の中、行政、特に当紀

の川市は聴覚障害者に対しどう取り組み、活動してきたのか。また、今後、手話は言語であるということに対し、どう考え、どう取り組んでいくのかと考えるところでございます。

現在、市の聴覚障害者への支援や事業の取り組みは、障害者基本計画に基づき、第4期障害者福祉計画を策定し、その中で聴覚障害の支援としては、地域生活支援事業の一環として、手話通訳者の設置及び手話通訳者などの派遣を実施しているものと考えてございます。

具体的な事業といたしましては、平成27年のわかやま国体・わかやま大会が本県で開催されたこともございまして、多少影響はあったのかなと私は考えますが、手話奉仕員養成講座を開校し、それを受講修了された方々が、わかやま大会において大変貢献されたと聞いてございます。現在においても、その手話奉仕員養成講座は、ステップアップ編として継続してございます。大変前向きな取り組みとっております。

私としては、紀の川市は聴覚障害者の方への理解・支援はかなり充実しているものと考え、中、「手話は言語である」とする条例を早急に制定し、聴覚障害者がより一層住みやすい紀の川市となるべきと考え、市の条例化や今後の取り組みについて質問いたします。

以上です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、手話言語の条例に対する紀の川市の考え方と聴覚障害者の方々との共生社会の取り組みについて答弁いたします。

議員の質問の要旨にもございましたが、紀の川市においても平成26年第3回の定例会において、手話言語法の制定を求める請願が採択され、その後、平成28年3月には、全国全ての自治体が採択し、国に提出された以降、各地方自治体では、「手話言語の条例」等の制定に向けた機運が高まっている状況にあり、県内では、和歌山市が平成28年3月に「和歌山市手話言語条例」を制定しており、他の県内の市町村でも制定に向けた検討を始めているところと聞いております。

手話言語法や手話言語条例の制定の機運が生まれた背景には、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」には、「手話は言語」として位置づけられたにもかかわらず、手話に対する理解の広がりやいまだ感じる状況に至っていないことから、広く国民に「手話は言語である」ということの理解と広がりやを求め、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らせるまちづくりを目指すという理念があります。

現在、紀の川市における手話に関する施策の取り組み状況については、議員からも評価いただいたところですが、本市では、合併から手話の必要性を認識し、手話通訳士の職員を積極的に配置し、現在でも有資格者3名の配置体制を維持しており、各種の意思疎通支援事業を通じて聴覚障害者の方の日常生活の支援を行うとともに、事業所や一般市民の方を対象とした手話出前教室や手話奉仕員養成講座を毎年開催するなど、手話の普及啓発に積極的に取り組んでまいりました。

また、現在、障害福祉課では、平成29年度を初年度とした、今後10年間の障害者施策の基本方針を定めた「第2次紀の川市障害者基本計画」の策定作業中であり、その計画の中においても、今後さらなる意思疎通支援事業の充実に向けた方策を組み込むことも検討中であります。これらの本市における手話通訳派遣事業を初めとした意思疎通支援事業の今までの実施状況と実績を踏まえた上で、今後さらなる手話の普及啓発を進めるに当たっては、紀の川市の手話言語に関する条例制定については前向きに検討すべきものと考えております。

しかし、条例制定となりますと、手話の普及に取り組む市の推進方針など具体的に検討し、各関係団体の意見を聴取し、公共的關係機関などとの連携や協議をする必要があります。

また同時に、議員御指摘の聴覚障害をお持ちの方との共生社会の取り組みについては、特に学校や生涯教育の場での啓発という部分で、教育部との連携及び協議が重要と考えますので、これから条例制定に向けた取り組みを関係部局とともに検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） ただいま担当部長のほうから御答弁いただきましたが、条例制定については前向きに検討すべきものと考えするという内容でございました。聴覚障害者の方にとっても、明るい見通しだと感じられたと思います。

ただ、少し答弁の中で気になったのは、条例制定となると、各関係団体に意見を聴取し、公共機関などとの連携や協議をする必要があるとのことでしたが、そうすると条例化にかなりの日数がかかるのでは。

私としては、和歌山市の手話言語条例のように、まずは手話は言語である、聴覚障害のない人とが共生できる社会の実現を目指し、手話への理解、手話の普及に努め、市民の認識を高めるように、目的、基本理念、市の責務などの大きな枠組みの条例内容にして、具体的な施策等は別途検討し条例化の促進を図ってはどうかと考えてございます。

その点について、市のお考えを聞いて、再質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 議員の再質問にお答えします。

具体的な和歌山市の条例概要等を示されての再質問ですが、手話言語の条例については、議員の言われるように、まずは手話は言語であるという基本理念と手話を普及させるための市の責務、市民の役割などを明らかにし、そのための施策を実施するためのものと考えております。理念的なものとか、市民の責務でありますので、条例そのものの条文というものはそんなに多いものではなくて、後々、その施策方針等を決めていくということで、

条例化はできるものとは思っております。

ただ、条例を制定する前には、やはり関係者の方々の意見を聞くということが必要でありますので、その点を含めて、今後、その条例制定に向けた取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 最後に、今、各担当部長から御答弁いただきましたが、最後に市長の、条例化に向けての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石脇議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

手話は言語であるということの中で、その条例制定に向けての取り組みということではありますが、合併当初から、この手話通訳士を紀の川市として3名を置かせていただいたと。条例制定も大事であります。まずその障害者の皆さん方に不便を来さない取り組みをすることがまず先決であろうということで、今日まで進めてまいりました。

担当部長が、その制定については順序を追ってということではありますが、並行してこの制定についても考えていきたい。それは、市民の皆さん方の協力、また手話通訳士の育成等々も一緒になって取り組んでいく必要があると、そう思っておりますので、議員各位の御協力もお願いしたいと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、石脇順治君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時10分）

（再開 午前10時28分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

1番 並松八重君。

初めに、防災・減災対策と対応の拡充について。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問いたします。

もうすぐ東日本大震災から6年がたとうとしております。阪神・淡路大震災もそうですが、未曾有の大災害は、地震列島に住む私たちに余りにも多くの教訓を与えてくれました。それ以来、記憶に新しい熊本地震、鳥取県中部地震が続き、台風や集中豪雨による自然災害の多発に伴い、住民の命と財産をどう守るか、防災・減災に対する自治体の取り組みが

クローズアップされております。

昨年、第2回定例会において、同僚議員が本市の地震対策について質問し、答弁されていることを踏まえつつ、防災・減災対策と対応の拡充について、4点、お尋ねいたします。

1点目として、木造住宅の地震に対する安全性の確保として、啓発推進されている本市の住宅耐震化推進事業は確実に進んでいるのかということです。

本市の対象となる木造住宅6,700戸に対して、13年間で約814件の耐震診断件数があったと聞いております。熊本地震では、耐震性が低いとされている木造住宅はもちろん、比較的建築年数の新しい住宅にも被害がありました。このことから、予測のつかない地震に対して被害を最小にするため、耐震診断による耐震補強は早急に進めなければなりません。本市の課題、そして今後どのように推進していかれるのかをお聞かせください。

2点目は、減災のかなめなる家具転倒防止金具の取り付け費の助成をする考えがあるのか、お答えください。

過去の地震では、室内の家具が倒れたり、激しく動いて避難経路を塞ぎ、屋外避難ができず、倒れた家具や柱の下敷きによる圧死と火災により多大な震災被害が出ました。

先日、和歌山県防災啓発研修に参加させていただきました。地震の大きな揺れで、あっという間に室内の家具や押し入れの荷物が飛び出してきて、避難できない状態になっているのを見て、高齢の方、乳幼児のいる家庭では、早急に家具転倒防止金具を取りつけるべきだとの思いが強くなりました。防災・減災の初歩的対策である家具固定を市民に周知徹底するためには、他の自治体でも助成が進んでおります。家具取り付け費の助成を本市でも思い切った施策として実施するべきだと考えます。

3点目は、本庁舎を含む防災拠点へのWi-Fiフリーポイントの設置はできているのか、お答えいただきます。

東日本大震災で浮き彫りになった課題の一つが、安否・交通・給水などの情報を得たり連絡をとり合ったりするための通信手段の確保でした。そこで、政府は、避難所などへのWi-Fi整備を進めるため、費用の一部を補助する事業を実施しております。交通、商業施設、公共的な観光拠点のような経済効果が見込める施設は民間事業者による整備が望めますが、防災拠点のように、いざというときへの備えは自治体任せです。災害対策本部となるこの庁舎には、早急に整備する必要があると考えます。

4点目は、防災士資格の習得と拡充についてです。

防災士は、防災・減災に関する知識や技術を習得し、地域や職場の防災リーダーとして活躍するNPO法人日本防災士機構が認証する資格です。東日本大震災を契機に、より一層自助・共助の必要性が叫ばれる中、その役割はますます重視され、全国で11万7,560人が防災士に登録しております。

阪神・淡路大震災では、発災直後、近隣住民の協力により、要救助者の約8割の方が救われました。その数は、警察や消防、自衛隊による救助者を大きく上回ったといえます。いざ、災害が起きた場合には、公的機関の救援が到着するまでの時間を乗り切るため、防

災士は安否確認や救助活動、避難の呼びかけなどにリーダーシップを発揮し、その後の復旧・復興に携わることが期待されます。このことから、地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を持つ防災リーダーの養成が必要となります。

本市でも防災リーダー会がございまして、38名の方が登録されていますが、まだまだ少ない人数です。防災士資格取得のための研修講座費用の助成をしている自治体もあります。住民、市職員に対し、防災リーダーの必要性・重要性を周知・啓発し、防災士養成に本市としても積極的な取り組みと推進をするべきだと考えます。

以上、4点について、1回目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、本市の木造住宅の地震に対する安全性の確保において、耐震診断における現状と課題、また今後、耐震診断をどのように推進してゆくのかという御質問に対し、御答弁を申し上げます。

まず、木造住宅耐震化促進事業でございますが、地震による木造住宅の倒壊を防止し、住民の生命・財産を守るために、平成16年度から国・県・市町村が連携し、耐震性が低いとされる昭和56年5月31日以前に建築された床面積200平方メートル未満の木造住宅を対象に無料診断を行い、倒壊の危険性があると診断された住宅には、補助金を活用して耐震改修工事を行っていただけるよう啓発を行っているところでございます。

耐震診断の状況でございますが、先ほど議員の御指摘のとおりでございますが、本市で対象となる木造住宅は約6,700戸で、平成16年度から平成28年度見込みまでの13年間の診断件数は814件でございます。そのうち、補助金を活用し耐震改修工事を行った件数は49件でございます。また、平成27年度から新たに耐震ベッドと耐震シェルターが補助対象に追加され、各1件ずつが実施されてございます。

次に、課題でございますが、耐震診断や耐震改修工事件数が少ない要因といたしましては、「耐震改修にお金がかかる」、「診断に面識のない人が来るため、家の片づけや掃除が面倒である」、「すぐに地震は起こらないだろう」等が挙げられます。実際に、大震災の後に診断件数が多くなっていることから伺えるところでございます。

また、今後、耐震診断をどのように推進していくのかという御質問でございますが、現在、耐震診断の啓発は、青洲まつり、産業まつりでの行政コーナーへの出展や市の広報紙、ホームページなどで行ってございますが、改めて震災に備えて住宅の状態や安全性はどうか等、診断結果によりしかるべき耐震改修により生命・財産を守るということを別の切り口から推進する必要があるということから、県・建築士会・市の三者において、平成29年度から戸別訪問を実施して耐震診断の普及促進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 並松議員よりの「防災・減災対策と対応の拡充について」、危機管理部所管の御質問にお答えさせていただきます。

まず、減災対策として、家具等転倒防止金具の取り付け費についての御質問でございます。

議員申されましたとおり、昨年4月に熊本地方を襲った大震災は、夜半から夜中にかけて震度7にも及ぶ揺れが二度も発生し、家の中の家具等が倒れ、多くの方々が負傷されました。

このように、いつ、どんな状態のときに震災が発生するかわからないことから、まず地震の際に自分の命を守る対策として、転倒や飛散により「凶器」となるとされる家具等を固定しておくことは、体を守り避難するときにも支障にならない対策として欠かせない備えであると考えてございます。

近い将来、和歌山県では、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が危惧されておりますことから、住民の皆様方には、減災に関する取り組みを進めていただくように、防災訓練や研修時等に啓発や推進をさせていただいております。その中でも、家具固定は身近で比較的簡単にできる取り組みであります。高い減災効果が期待できると思われま。特に、高齢の方や災害弱者になり得る方々の世帯を対象とし、災害発生時には負傷者や火災発生による減災対応としての家具等の転倒防止対策推進及び取り付け費等の補助につきまして、積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

二つ目の本庁舎を含む防災拠点へのWi-Fiフリーポイントの設置につきましては、Wi-Fiを活用した情報の環境を整備することは、日常的な情報の収集や避難所における災害時の情報収集手段としては有効であると思われま。

御質問の本庁舎につきましては、災害対策本部の機能を有する防災拠点であり、情報収集や提供手段等は、現在整備を進めております防災行政無線デジタル化関連施設を含めて、複数の設備を配置しております。

また、ふだん庁舎を訪れるお客様は、大半が窓口等での各種証明書の申請や交付を目的に来庁されてございます。庁舎内での日常的な情報提供や収集手段としてのWi-Fiフリーポイントの設置は、今後整備効果を慎重に見きわめる必要があると考えてございます。

一方の、指定避難所の各施設においても同様に、平常時の利活用等も含めまして、その必要性を調査・研究しなければならないと考えております。

続きまして、3点目の防災士の資格習得・拡充の御質問でございますが、防災士は「自助・共助・協働」が基本理念でありまして、自分の命は自分で守る、地域・職場で助け合い被害拡大を防ぐことを原則として、防災・減災に関する知識や技術を習得し、地域や職場においてそれぞれの現状に対応してリーダーシップを発揮し、その活動の中核となることが期待されております。

このように、専門的な資格を有する人材も必要と考えますが、まず災害発生直後に、地域の住民の方々がまず自分の命を守り、ともに助け合い協力できるような体制づくりとし

て、救護や支援活動の防災知識や初動行動を取得していただくことが重要と考えておりますことから、地域での自主防災組織や地域の消防団の訓練、研修会及び防災リーダー会等との連携に取り組んでいるところでございます。

また、市職員も同様に、地域防災計画に基づきまして防災総合訓練や県主催の地域防災リーダー育成講座等の研修会に積極的に参加や実施を行いまして、さらに防災意識の向上と体制強化に努めるとともに、職員の防災等専門的な資格習得につきましても、関係各課等と協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま担当部長から答弁をいただきましたが、再質問いたします。

自主防災組織、防災リーダーの必要についてです。

本市において、自主防災組織は123あると聞いております。日常的に活動しているところは、自助・共助が機能していると言えますが、地域の事情があり格差があるのが現実です。

しかし、災害時の初動段階では、できるだけ行政に頼らず住民が自分たちで対処することが大切です。防災・減災のためには、自助・共助の備えができていなければなりません。しかし、高齢化が進み、自主防災組織が機能していないところへの対応として、自助の徹底を促し、共助の仕組みを整備するよう啓発活動ができる防災リーダーとして、長年経験を積まれた消防署を退職された方々の協力を求められてはどうかと考えますが、現状についてお答えください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） ただいま並松議員からの再質問につきまして、お答えさせていただきます。

議員お説のとおり、自主防災組織、現在123団体、世帯数で申しますと2万1,260世帯の自主防災組織の加入者がございます。その中でも、積極的に活動や訓練をしているところと、議員おっしゃるように、まだ組織はありますが、訓練等を行われていない、機能されていないと思われる自主防災組織もございます。その防災組織に対しましては、危機管理部から訓練や研修会の指導も今後も行っていきたいと思っております。

それと、消防署等の退職された方々に御協力をいただいて、地域での防災リーダー的な活動を行ってはどうかの御質問でございますが、現在、地域での防災・減災等への取り組みは、紀の川市防災リーダー会及び自主防災組織等の皆様方の御協力をいただき活動を行ってございます。

その活動の中で、元消防署職員や専門的部署で御活躍されておりました方々が中心となり

まして、防災等の指導対応に御尽力をいただいております。今後も豊富な経験と専門的な知識を有した人材の確保により、より多くの方々が防災意識の向上や知識を習得いただけるように、関連機関等の連携に努めてまいりたいと考えますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、災害発生時の対応と敏速な行動についての質問をどうぞ。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 災害は日常的な出来事ではなく、極めてまれな自体です。発災時には、何より人命救助が最優先となりますが、相次ぐ大規模災害に住民も大変不安を感じられています。

そこで、災害発生時に住民の命と財産を守るため、行政が計画している迅速な対応と行動について、2点お尋ねいたします。

1点目は、災害時、市職員がとるべき防災行動や役割は明確になっているのかということです。

発災後の自治体職員の混乱や対応が被害を拡大させる要因になった事例が少なくないことから、職員の対応能力向上は喫緊の課題です。分厚いマニュアルがあっても、被災直後の混乱状態では、いろいろと目を通す余裕はありません。それよりも大事なことは、状況に応じて各組織の中心者が正確な情報を集め、判断し、指示を下すことです。「いつ、誰が、何を行う」を細かく市長や職員がとるべき防災行動や役割を明確にすることで、被害の軽減につながることを期待できるのです。

2点目は、本市が導入・運用している被災者支援システムの内容と現状をお聞かせください。

2009年1月に総務省より、被災者支援システムの本格的な普及促進を目的に、CD-ROMが全国の自治体に無償配布されました。システムは、被災者の負担を少しでも減らすのが目的で、阪神・淡路大震災をきっかけとして、西宮市において開発されたシステムです。被災者への迅速な対応と行政が行う支援業務の軽減が図られることから、システムの導入・運用が全国に広がっています。

東日本大震災においても、避難状況、また早期の罹災証明書発行などに大変活躍しました。被災者支援業務のかなめは、被災者台帳をいかに迅速に立ち上げるかにかかっており、それも住民基本台帳を基盤とするものでなければ意味がありません。本市でのシステムの運用状況、また、いざというときに円滑なシステムの運用ができる複数の職員の養成はできているのか、お答えください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 災害発生時の職員の対応と行動につきまして、お答えさせていただきます。

災害対策基本法第42条の規定及び国・県の防災基本計画等に基づき、紀の川市地域における土地の保全や住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的といたしまして、紀の川市地域防災計画が策定されてございます。

その地域防災計画をもとに、災害発生時に職員が円滑かつ早急に体制づくりができるように、職員の防災体制や動員配備体制を確立しております。

例えば、紀の州市で震度4の地震が発生したときや気象警報が発表された場合は、職員の警戒及び配備態勢等発令の基準によりまして、自動的に警戒態勢1号を発動するように定め、全部長・次長のほかに関係部署の職員が登庁する体制でございます。

その後も、災害の状況に応じまして、警戒態勢から配備態勢とレベルを上げまして、本庁や各支所へ職員を動員いたしまして、速やかに災害対策本部等を設置し、被災状況や避難所運営及び各種団体への協力要請等の連携調整に努めてまいりたいと考えてございます。

今後も、災害発生時等に職員が円滑かつ的確に対応できるように、過去の被災地等の現状や対策について調査・研究を行うとともに、さらに防災・減災への訓練等に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、被災者支援システムの現状と運用状況につきましては、全国的に震災をはじめ、自然災害が頻発する一方で、安心・安全に対する市民の皆様方の関心が高まっております。

また、大規模な自然災害が発生したときに、直ちに被災者を救護・支援し、迅速・的確な復旧・復興作業を行っていくことが求められ、市として重要な業務であります。

このような状況を踏まえまして、兵庫県西宮市が独自に開発した「被災者支援システム」は、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅等の入居状況など、一元化に管理できるシステムであります。

紀の川市でも、この情報技術を災害対策に取り入れていくことは重要であるという認識のもと、この被災者支援システムの内容を調査いたしまして、システムが公開されました平成22年7月ごろに初期のシステムを導入いたしまして、その後も関係各課と協議しながら、より適切なシステムの機能向上に努め、平成28年度には、個人番号、マイナンバーに対応できるようなシステムの構築に努めてございます。

また、このシステムの運用につきましては、大規模災害発生時には、「和歌山県防災情報システム」と併用するとともに、市の被災者支援システムが円滑に運用できるような職員の体制の強化を目的に、訓練や研修を実施してまいりたいと考えてございます。

また、今後も国・県の動向を注視しながら、より適切なシステムの改善に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 再質問いたします。

過去の被災地等の現状や対策について、調査研究を行うとともに、防災・減災への訓練に努めるという部長の答弁がありました。

いつ起こるか予測のつかない大規模災害に対し、過去の教訓や課題の共有は大変重要です。調査研究をされた結果は、直ちに災害対応マニュアルの随時変更、またさまざまな訓練に生かされていかなければなりません。

この本庁舎が完成して5年です。その間、災害対策本部となる庁舎を中心とした職員の訓練は、延べ10回になっているとお聞きしています。今後、その訓練において、今後事前通告なしの訓練、また夜間・休日の訓練をすることを考えておられるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

議員お説のとおり、災害発生時に職員が的確に判断と行動ができきるような体制づくりといたしまして、市防災総合訓練をはじめ、各研修会を行っております。

また、業務終了後に、本庁舎・南別館を中心として、職員の消防・防災訓練を定期的実施してございますが、今後は、議員お説のとおり、突発的に発生する震災等に職員が円滑な対応ができるように、休日や夜間に緊急的な防災訓練の実施を考慮いたしまして、さらなる組織体制の確立に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

---

○議長（竹村広明君） 次に、5番 仲谷妙子君の一般質問を許可いたします。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問を行いたいと思います。

初めに、置き去りにになっている環境問題についてを質問させていただきます。

紀の川市も合併して12年目に入りました。紀の川市の庁舎も新しくなり、去年は紀の川市民総合体育館、プールも完成され、その周辺も整備され見違えるようになりました。そして、安心・安全な住みよい市づくりに取り組んでいるところですが、紀の川市で長年環境問題に深く取り組んでいると思います。本市においても、一般廃棄物、産業廃棄物に頭を悩ましているところではあります。

ここでもう一度、環境問題について考えてほしいと思います。

5町が合併してから各方面には、置き去りにになっている建設残土や環境を破壊している場所が多々あると思います。広い田んぼの中、山の中、山間部の谷間、住民たちが毎日の生活道路、子どもたちの通学道路に面しているところ、いろんなところにあります。

私の考えでは、建設残土や環境を破壊しているところ、整地して住みよい環境にしてはどうかと思います。建設残土や環境を破壊している場所、盛り土や平地でも数十年放置していれば立派な山になります。木が生え、大きくなれば、道に垂れ下がります。また、土砂崩れの危険性もあります。盛り土の山で見通しの悪い交差点の事故などもございます。

そしてまた、ごみなどの不法投棄もあります。このような場合、市の対応としてどのように対処するのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 置き去りにされている環境問題についての御質問について、答弁をさせていただきます。

議員御質問のとおり、建設残土の仮置き場として、建設工事等に伴って土砂が搬入され、長期間放置されることによって、小高い山のような状況になり、やがて雑草や雑木、竹などが繁茂し、確かに隣接地に越境または道路に越境し、景観・見通しの悪い箇所が見受けられます。

そのような場合の市の対応といたしましては、所有者等に紀の川市空き地管理の適正化に関する条例の規定に基づき、指導・勧告等を行っているところでございます。さらに、場合によっては、所有者が近隣の市町に居住していることが判明したときは、直接訪問し指導を行っております。

しかしながら、土地所有法人の倒産及び土地所有者の所在が不明であるがゆえ、空き地管理の適正化に関する指導等が実施困難な案件もございます。

いずれの場合でも、雑草や雑木、竹でも土地所有者の所有物であることから、承諾なしに刈り取ることができませんが、関係者の方々に自己防衛的に必要最小限の刈り取り、伐採等の実施をしていただければと考えております。

また、ごみ等が不法投棄されるおそれのある箇所につきましては、環境衛生課で臨時職員1名を雇用して不法投棄パトロールを実施していることから、パトロールのコースに入れて見守っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 置き去りにされている環境問題について、盛り土が放置され、木の枝が垂れ下がり、土砂崩れの危険、盛り土で見通しが悪い交差点の事故など、市としてどのように対処するのかという御質問について、建設部から御答弁を申し上げます。

紀の川市では、土砂等により1,000平方メートル以上の土地の埋め立て、盛り土、

堆積及び切り土、床堀等の事業を行う場合は、「紀の川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」により許可もしくは指導を行っており、合併前に実施された行為においても、旧町の条例や要綱により指導等を行ってきたところでございます。また、道路に樹木等がはみ出している場合等に関しましては、市のホームページや広報紙等で定期的に所有者等へ御協力をお願いしているところでございます。

御質問の土砂の堆積につきましては、一時保管ということではございましたら条例適用は困難であります。放置されますと、御指摘のように、樹木が生い茂って道路にはみ出したり、土砂崩れの危険という事態が生じてまいりますので、放置と判断した時点で指導を行うこととなります。

このような場合は、あくまでも所有者もしくは原因者責任ということになりますが、所有者等が所在不明の場合で、道路区域等にはみ出して通行に支障を及ぼす場合は、必要最小限の除去を行い、崩壊の危険があると認められる場合は防護対策を施し、また、盛り土等で交差点の見通しが悪くなった場合は、建築物や農作物等で見通しが悪くなった場合と同様に、カーブミラーや路面標示等による安全対策を行います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） 今、お答えくださいましたけども、二つ目の質問させていただきます。

こういう場合は、市の責任であるか、所有者の責任かという問題が多々あると思うんです。そこで、今の法律では、例えば、仮置き場の盛り土、平地でも環境汚染されている場所の土地の移動・撤去はできないのか。

2番目に、移動・撤去ができない場合は、国・県の特例で何とかできないのか。できない場合は、市において強制執行などできるのか。

この2点について、お伺いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 仮置きで放置された土砂の撤去につきましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、所有者もしくは原因者の責任で撤去するというのが大原則でございます。

市が強制執行できるのかという御質問でございますが、行政代執行法第2条では、法律もしくは法律の委任に基づく命令、規則及び条例により、直接に命じられ、または法律に基づき行政庁により命じられた行為で、他人がかわってなすことのできる行為について、義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、みずから義務者のなすべき行為をなし、または第三者をして、これをなさしめ、その費用

を義務者から徴収することができるかとされてございます。

したがって、土砂の撤去もしくは改善について、所有者が勧告及び命令に従わない場合で、それが著しく公益に反すると判断される場合には、その範囲の撤去について代執行もあり得るということになります。

しかし、義務者の所在が不明で、代執行に要する費用を徴収することが不可能な場合は、行政代執行という判断は非常に困難であり、土砂撤去の選択肢としては、市が土地を取得して市がみずから撤去を検討する以外に方法がないのではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

5番 仲谷妙子君。

○5番（仲谷妙子君）（質問席） 先ほどからの部長の答弁ですが、このことについては不可能に近いという答弁であったが、このようなケースが本市で何カ所あるかと思えます。

ところで、私の考えているのが、市がその土地を取得して、土砂らを撤去し、この土地を有効に利用することはできないのか、市長さんにお伺いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 仲谷議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

土砂を堆積させて何十年もほうりっ放しているというそんな土地を市が買収、土地を取得して、その土砂を撤去し有効利用できないかと。持ち主が判明し、そこでいろいろと相談をすることがまず先決でなかろうかと思うわけで。仮に、その話の中で土地を取得したとしても、その土砂の撤去費に加え、跡地利用に要する整備費、宅地造成であれば道路、上下水道等いろいろと費用がかかってくるわけで、費用対効果、どれだけ見込めるかということも念頭に判断して、そしていくことが大事ではないかと。

それと同時に、市がやらなくても、持ち主がわかっておれば、誰かがその個人であっても、買収して有効利用できないわけではないわけで、市が当然やるべきだということにはならないと思えますし、解決に向けてはいろいろな方法はまた考えられるのではないかなと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、仲谷妙子君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

なお、太田加寿也君の一般質問については、自席において質問することを許可いたします。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（自席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、私からの質問をさせていただきます。

その前に、今、議長から許可をいただきました中に、自席での発言になります。このたび、自身の不注意により足を骨折してしまい、このまま自席より質問させていただくことをお許しいただきたいと思います。

さて今回は、保小中を含む公共施設のトイレの整備と安全対策の状況について、質問させていただきます。

まず一つ目は、多くの公共施設が、災害時などに避難所として使われることを考慮した整備ができていくかということです。特に、子どもや老人・障害者に対応した洋式トイレの設置やスロープ、バリアフリー化などの設備の現状と今後の計画はどうなっているのでしょうか。今回、自身が骨折して、施設内の移動やトイレに行く苦勞が身にしみてわかり、昔はともかく、洋式トイレのよさを痛感しているところです。

二つ目は、学校施設や公民館等についてです。

新設改築した施設と耐震工事をしただけの施設では、設備や安全性に大きな格差ができていく状況です。特に、幾つかの中学校や小学校では、トイレだけを見ても大きな格差があります。

トイレは、子どもたちにとってもプライバシーが強く求められる場所であり、しばしばいじめの現場になることもあります。中には、学校のトイレが嫌で、家に帰ってする児童もいます。今の世代の子どもたちは、家庭では洋式トイレしかなく、和式では怖がってできない子どもや排便を流すことを知らないで、そのままになっていることも多く、保育所では和式トイレを使う練習をさせているところもあるようです。

また、トイレの排水や換気扇の働きが悪く、廊下においてが流れていってしまい、授業参観などには保護者から苦情が出ているところもあるようです。職員用トイレについても、近年、若い職員がふえ、特に妊娠された職員には利用しにくく、苦勞している状況があると聞きます。

このように、低学年や身体障害者、妊婦さんも含めた洋式・和式の整備やトイレへ入る段差への対応などができていないところもあると思われます。公民館等についても同様に考え、今後の対応をお聞きしたいと考えます。

三つ目は、室谷議員の質問と重複する部分があるのですが、主に校舎施設を中心にして、お聞きします。

公共施設マネジメント計画に基づいた施設整備の中で、経過年数が約40年を超えるものでは、老朽化がかなり進んでいて、安全対策を含めた早期の整備が必要と考えられますが、対応や計画はどうなっているのでしょうか。

以上について、お聞きしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 教育委員会では、学校のさまざまな施設につきまして、児童・生徒が安全かつ快適に教育活動ができるよう整備を行ってまいりました。平成

27年度末には、全ての学校の校舎及び屋内運動場の構造上の耐震改修は終了いたしましたし、屋内運動場の吊り天井や照明器具など窓ガラスを除く非構造部分の耐震改修も平成29年度末でおおむね完了する予定でございます。

しかしながら、議員御指摘の避難所となる屋内運動場のトイレにつきましては、冒頭で説明したように、これまで授業で利用することを前提に整備をいたしているため、洋式便器や身体障害者用トイレなど十分な対応ができていないのが現状であります。少しでも子ども供や高齢者・障害者等に優しい施設として利用いただけるよう、関係機関・部局と協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、老朽化が進む校舎を持つ学校と新築された学校では、トイレの環境も大きく異なることも事実であります。最近の児童・生徒の家庭では、洋式便器の普及が進んでおり和式便器を使用できない子どももあると聞きます。

教育委員会では、児童・生徒が利用するトイレについては、校舎の各階に洋式便器を少なくとも1カ所は設置できるよう、限られた予算の中ではございますが順次対応をいたしているところでございます。教員用トイレにつきましても、可能な限り洋式便器への転換を進めてまいりたいと考えております。

また、生涯学習・スポーツ施設の避難場所のうち、比較的大規模な施設につきましては、建設年度も新しく耐震基準も問題なく、段差やトイレ等についても改修済みであります。公民館分館や教育集会所等の施設については建設年度も古く、段差解消やトイレ改修するまでに至っていないのが現状であります。今後、市民の要望、施設の利用頻度等を勘案し、必要に応じて順次改修をしてまいりたいと考えております。

次に、「老朽化がかなり進んでいる施設は早期の整備が必要では」との質問でございます。学校施設にあっては、構造部分の耐震補強工事は完了いたしました。40年を超える校舎が数多く存在するのも事実であります。

現状で、それら全てを建てかえるということは困難と判断いたしております。加えて、少子化による学校の統廃合も視野に入れつつ、長寿命化・大規模改修等により対応をする必要もあろうかと思っておりますので、関係部署と協議の上進めてまいりたいと考えております。

一方、生涯学習施設については、公共施設マネジメント計画において、「公民館分館及びコミュニティセンター、集会所等について、稼働率が低く老朽化が進んだ施設については、周辺の集会機能を有する施設等との集約化や複合化により施設総量の縮減を図る」となっております。

教育委員会では、老朽化が進んでいる公民館分館の施設等について、公民館の機能、施設の老朽化等を勘案し、将来における具体的な管理・運営方法等について、公民館運営審議会の提言をいただきながら計画を策定する予定でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（自席） 再質問をさせていただきます。

ことは、特に和歌山県や東京をはじめ、全国的にノロウイルスやインフルエンザなどの感染性の強い病気が多発していますが、感染場所の一つにトイレも含まれることを考え、トイレ環境が特に悪い学校などへの早急な改善や対処が必要と思われますが、どのように考えられていますか。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問にお答えいたしたいと思います。

トイレの環境がノロウイルスやインフルエンザの感染源となり得るとの御指摘でございますけれども、学校現場では手洗いの励行はもとより、手洗いの方法など具体的に図式にして啓発するなど、感染シーズンのみならず、ふだんから保健意識を高める指導を行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、トイレの環境の充実につきましては、今後も進めていかなければならないと考えておりますので、答弁が重複いたしますけれども、予算の範囲内で計画的な整備を今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

---

日程第2 議案第1号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事） から  
議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託について まで

---

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第2、議案第1号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）から、議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託についてまでの49議案を一括議題といたします。

本案についても、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

ただいま議題となっております49議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

それでは、日程第2の49議案のうち、議案第24号以外の48議案については、お手元に配付をいたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いた

します。

---

日程第3 平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会の設置について

---

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3、平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第2の議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算についてをより詳細な審査を行うため、委員会条例第6条の規定により、9名の委員で構成する平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会を設置し、議案審査を付託をすることにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、9名の委員で構成する平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会を設置し、議案審査を付託をすることに決しました。

ただいま設置されました平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。

平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員に、1番 並松八重君、3番 船木孝明君、8番 中村真紀君、9番 榎本喜之君、10番 杉原 勲君、11番 森田 幾久君、12番 村垣正造君、16番 坂本康隆君、20番 川原一泰君。

以上、9名を指名いたします。

ただいま平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員を選任いたしました。委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員会を開催していただき、委員長、副委員長を互選願います。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時29分）

---

（再開 午前11時33分）

○議長（竹村広明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

委員長に、10番 杉原 勲君、副委員長に、16番 坂本康隆君が互選されました。

それでは、議案第24号の審査については、ただいま設置されました平成29年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、あすより議案精査のため、3月23日まで休会とし、3月24日、金曜日午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございます。

（散会 午前11時34分）